

令和4年度

第7回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和4年10月11日

湯沢市農業委員会

第7回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和4年10月11日(火) 午前 9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前 9時32分

閉会 午前10時30分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

2番	伊藤 秀郎	10番	加藤 エリ子
3番	瀬川 等	11番	水戸 義昭
5番	佐藤 昇	12番	姉崎 与志弘
6番	宮原 正明	13番	佐々木 昇
7番	沓澤 弥	14番	藤谷 清志
8番	高橋 郁夫	15番	由利 幸悦

2) 欠席した委員

1番	高橋 忠雄	4番	麻生 良子
9番	西村 一	16番	佐藤 郁夫

3) 遅刻した委員

なし

19名中15名出席
(午前 9時32分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	井川 信博
主 事	佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第7号 第3専門委員会第2回会議の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 申請許可状況

3 議 案

議案 第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用
集積計画の決定について

議案 第37号 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された湯沢市
農用地利用集積計画の公告の撤回について（農地中間管理事業）

議案 第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用
集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案 第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用
地利用配分計画の案の決定について

議案 第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第41号 宅地に付属した農地指定申請について

		議 事
議 長		<p>開会宣言 <u>午前 9時32分</u> 委員総数19名中、ただいまの出席委員は <u>15名</u>であります。</p> <p>定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、 <u>1番 高橋忠雄委員、4番 麻生良子委員、9番 西村一委員、16番 佐藤栄子員</u>であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>それでは、<u>2番 伊藤秀郎委員、5番 佐藤昇委員</u>の両名を指名いたします。</p>
議 長		<p>次に、会期についてお諮りいたします。</p> <p>本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p>
議 長		<p>本日の議題は、会務報告のほか報告2件、議案7件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法を進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
議 長		<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
議 長		<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
議 長		<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p>

議 長	次に報告第7号 第3専門委員会第2回会議の報告をお願いします。
	(10番 加藤 エリ子 委員挙手)
議 長	10番 加藤 エリ子 委員。
10 番	(第3専門委員会第2回会議の報告、朗読説明)
議 長	報告第7号 第3専門委員会第2回会議の報告についてご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	それでは只今の報告をご了承願います。
議 長	次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
	(井川班長、挙手)
井川班長	井川班長。
議 長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページから3ページをご覧ください。 1 賃貸借契約合意解約通知は12件、面積は157,328.76㎡であります。 内、「所有者の都合による」ものが2件、利用集積計画「撤回」による合意解約が3件、利用集積計画「延長」による合意解約が7件となっております。 次に3ページ中段、2 使用貸借契約合意解約通知は1件、面積が461㎡となっております。また、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は4件で、申請番号第2号と第12号、第13号は9月13日付けで、申請番号第4号は9月26日付けで許可しております。報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。
議 長	次に議事に入らせていただきます。 議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。
	(井川班長、挙手)
議 長	井川班長。

井川班長	<p>議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和4年10月11日提出。</p>
井川班長	<p>議案書5ページをご覧ください。3条賃貸借権設定は1件、申請土地は田が3筆で面積が2,135㎡であります。申請事由は、農業廃止によるものです。 次に、議案書6ページから7ページをご覧ください。所有権移転が4件で、面積が11,978㎡であります。申請事由は申請番号第23号が農業廃止、第24号が相手方の要望、第25号が高齢による経営縮小、第26号が生前一括贈与で、申請番号24号の売買価格は資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第35号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。 はじめに議案書9ページ、経営基盤強化促進法「利用権設定」整理番号第150号から第152号については、18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは経営基盤強化促進法「利用権設定」整理番号第150号から第152号について審議いたしますので、18番 高橋 敬悦 委員 の退席をお願い致します。 (18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前9時47分)</p>
議 長	<p>案件を事務局より説明をお願いします。 (井川班長、挙手) 井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。 令和4年10月11日提出。 議案書9ページをご覧ください。経営基盤強化促進法「利用権設定」整理番号150号から152号については、合計の面積が14,904㎡で、賃料については総会</p>

	資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。経営基盤強化促進法「利用権設定」整理番号150号から152号について、計画のとおり決定することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。 (18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前9時49分)
議 長	次に、議案第36号 議事参与制限以外の利用権設定について、事務局より説明をお願い致します。
	(井川班長、挙手)
議 長	井川班長。
井川班長	議案書10ページから12ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は10件で、全体面積が46,980㎡であります。全て再設定で、賃料については総会資料記載のとおりであります。 集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
	全員挙手。経営基盤強化促進法「利用権設定」を、計画のとおり決定することといたします。 次に「所有権移転」について審議します。事務局より説明をお願い致します。
	(井川班長、挙手)
議 長	井川班長。
井川班長	議案書13ページをご覧ください。経営基盤強化促進法「所有権移転」については、面積が11,069㎡で、申請事由は経営拡張によるもので、売買価格は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。経営基盤強化促進法「所有権移転」について、計画のとおり決定することといたします。
議 長	次に、議案第37号「農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された湯沢市農用地利用集積計画の公告の撤回について(農地中間管理事業)」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
	(井川班長、挙手)
議 長	井川班長。
井川班長	議案第37号「農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された湯沢市農用地利用集積計画の公告の撤回について(農地中間管理事業)」 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された湯沢市農用地利用集積計画の公告の撤回の可否について決定を要す。令和4年10月11日提出。 議案書15ページをご覧ください。この撤回の手続きは、農地中間管理事業として予定されている「上院内地区基盤整備事業の計画区域」で、平成29年9月24日以前に農地中間管理機構と契約している場合、その農地中間管理権を解消したうえで、15年以上の農地中間管理権の再設定が必要とされる為のもので、件数は3件、面積は5,038.71㎡となっております。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありましたので採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第37号「農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された湯沢市農用地利用集積計画の公告の撤回について(利用集積計画)」については、計画のとおり決定することといたします。
議 長	次に、議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。 案件を事務局より説明をお願いいたします。

<p>議長</p>	<p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
<p>井川班長</p>	<p>議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」 湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和4年10月11日提出。 議案書17ページから25ページをご覧ください。 利用集積計画整理番号（転貸人へ）が31件、利用集積計画整理番号（転借人へ）が3件、いずれも「上院内地区基盤整備事業の計画区域」で、農地中間管理事業によるものであります。賃料については総会資料記載のとおりで、すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(質問なしの声あり) 無いようですので、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手) 全員挙手。議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」については、計画のとおり決定することといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。 案件を事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
<p>井川班長</p>	<p>議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。 令和4年10月11日提出。 議案書27ページから32ページをご覧ください。いずれも「上院内地区基盤整備事業」による貸し付けであり、農地中間管理事業によるもので、農用地利用配分計画の終期を合わせる為の終期延長となっております。案件は全部で21件、面積は151,298.94㎡であります。賃料については総会資料記載のとおりと</p>

	<p>なっており、すべての農用地利用配分計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、県の配分計画の決定公告は令和4年10月28日となっております。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 配分計画案について何かご質問ございませんか。 (質問なしの声あり) 質問がないようですので、配分計画案について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。農地法第5条「使用貸借権設定」及び「賃貸借権設定」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
<p>井川班長</p>	<p>議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」 1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議の諮問するために同意を求め。 2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求め。 令和4年10月11日提出。 初めに、5条使用貸借権設定、申請番号第3号について説明いたします。 議案書34ページ、議案付属資料6ページから13ページをご覧ください。 申請内容は、現在祖父母、両親と同居しているが住居が手狭であることから祖父名義の土地を借受けて一般住宅を建築するための転用で、申請地は弁天地区センターから西へ約■■■km、市立湯沢東小学校から北へ約■■■kmに位置し、東側は道路、西側は宅地、南・北側は畑に隣接しており、農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。事業計画は、高さ■■■m、土量■■■m³の造成工事を行い、住宅■■■m²、カーポート■■■m²、通路■■■m²、雪捨場■■■m²を整備するもので、事業費は造成・整地経費■■■万円、建物建設経費■■■万円、設計費■■■万円、測量・登記経費■■■万円、搬入費等諸経費■■■万円、合計■■■万円で、資金計画は全額借入となっており、事前審査結果の書類で確認しております。被害防除計画については、隣接地との境界に緩衝地を設け、汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水</p>

	<p>は自然流下となっております。許可判断としては、申請地は第2種農地ではありますが、不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えられ、事業計画等にも問題はなく、一般基準を満たしているものと考えます。</p>
井川班長	<p>次に、5条「賃貸借権設定」申請番号第5号について説明します。 議案書35ページ、議案付属資料14ページから20ページをご覧ください。</p>
井川班長	<p>申請内容は、奥羽本線院内・横堀間の線路下横断管の老朽化に伴い取替工事を行うにあたって、土地を借り受けて工事用車両等の留置場及び資材置場として、作業ヤードを設置するために一時転用するもので、申請地は、院内地区センターから東へ約■■■km、雄勝総合支所から西へ約■■■kmに位置し、東・西・南側は原野、北側は田に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。事業計画は、盛土をした後に鉄板を敷き、作業ヤード■■■㎡を整備するもので、事業費は、用地借上経費■■■万円、造成・整地費■■■万円、搬入費等諸経費■■■万円、合計■■■万円で、資金計画は全額自己資金となっており、残高証明書で確認しております。被害防除計画については、緩衝地を設けるとともに、敷鉄板、土木シート、盛土による荷重分散を行い防護することとしており、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下となっております。復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金で行う計画であります。許可判断として、申請地は第2種農地ではありますが、申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむをえないものと判断します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、現地確認結果について、10番 加藤 エリ子 委員から報告願います。</p>
議長	<p>(10番 加藤 エリ子 委員、挙手) 10番 加藤 エリ子 委員。</p>
10番	<p>議案第40号の「5条使用貸借権設定」申請番号第3号及び「5条賃貸借権設定」申請番号第5号の現地確認について報告いたします。</p> <p>9月27日、14番 藤谷 清志 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしましてまいりました。先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>


議 長	<p>それでは、農地法第5条「使用貸借権設定」申請番号第3号及び「賃貸借権設定」申請番号第5号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。許可相当とすることとに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手) 全員挙手。異議ないものと認め、議案第40号の農地法第5条の規定による許可申請「使用貸借権設定」申請番号第3号と、「賃貸借権設定」申請番号第5号は許可相当とし、意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第41号「宅地に付属した農地指定申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第41号「宅地に付属した農地指定申請について」 宅地に付属した農地指定申請書を受理したので、宅地に付属した農地の別段面積取扱基準第7条第1項の規定により指定の可否について決定を要す。 令和4年10月11日提出 議案書37ページ、議案付属資料は21ページから24ページをご覧ください。 申請地は、 字 で、地目は畑。面積は m²となっております。 申請人は隣接する宅地、 字 と一体的に取得するものです。 9月27日、7番 加藤 エリ子 委員と14番 藤谷 清志 委員、事務局2名の立ち会により現地確認を行ったところ、申請の内容は、宅地に付属した農地の別段面積取扱基準第4条の規定に該当するものと判断します。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、10番 加藤 エリ子 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(10番 加藤 エリ子 委員、挙手) 10番 加藤 エリ子 委員。</p>

10 番	<p>議案第41号の「宅地に付属した農地指定申請」に関する現地確認について報告いたします。</p> <p>9月27日、14番 藤谷 清志 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてみました。先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、宅地に付属した農地の別段面積取扱基準第4条の規定に該当し、指定することに特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第41号「宅地に付属した農地指定申請について」質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第41号の「宅地に付属した農地指定申請について」、申請のとおり指定することを決定いたします。</p>
議 長	<p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前10時30分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

令和4年10月11日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 2番 伊藤秀郎 

署名委員 5番 佐藤昇 